

令和3年度から国民健康保険税の税率が変わります

問 税務住民課 町民税係 ☎0968・86・5723
 住民課 税務住民係 ☎0968・34・3111

国民健康保険は、加入者の皆様が病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるように、国・県・町などの負担金と併せて、加入者の皆さんから納付いただいている国民健康保険税によって運営しています。

今回の税率の変更理由は、県が統一を目指す賦課方式である3方式（所得割・均等割・平等割により賦課する方式）に揃えるためです。また、医療技術の進歩などにより医療費は年々増加しており、今後厳しい財政状況が見込まれることを考慮して、それぞれの税率を設定しています。

国民健康保険制度は、今後も安心して医療が受けられるよう健全な財政運営を図ることが必要です。加入者の皆さんにはご負担をおかけいたしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

令和3年度からの税率及び賦課限度額

| 区 分 | | 令和2年度 (改定前) | 令和3年度 (改定後) | 増 減 | |
|--------------------------|-------|----------------|----------------|---------|----------|
| 医療保険分 (0～74歳) | 税 率 | 所得割額 | 7.20 % | 8.80 % | +1.6 % |
| | | 資産割額 | 28.10 % | 0 % | △28.10 % |
| | | 均等割額 | 25,400円 | 27,400円 | +2,000円 |
| | | 平等割額 | 23,800円 | 23,800円 | ±0円 |
| | 賦課限度額 | 630,000円 | 630,000円 | ±0円 | |
| 後期高齢者 支援金分 (0～74歳) | 税 率 | 所得割額 | 2.80 % | 3.10 % | +0.30 % |
| | | 資産割額 | 3.30 % | 0 % | △3.30 % |
| | | 均等割額 | 8,200円 | 9,200円 | +1,000円 |
| | | 平等割額 | 8,300円 | 8,300円 | ±0円 |
| | 賦課限度額 | 190,000円 | 190,000円 | ±0円 | |
| 介護 納付金分 (40～64歳) | 税 率 | 所得割額 | 2.70 % | 2.80 % | +0.10% |
| | | 資産割額 | 5.30 % | 0 % | △5.30% |
| | | 均等割額 | 10,300円 | 15,200円 | +4,900円 |
| | | 平等割額 | 6,300円 | 0円 | △6,300円 |
| | 賦課限度額 | 170,000円 | 170,000円 | ±0円 | |
| 賦課限度額合計 | | 990,000円 | 990,000円 | ±0円 | |

※所得割額…加入者の所得に応じて課税。
 ※資産割額…加入者の固定資産税額に応じて課税。今回の改定により廃止。
 ※均等割額…加入者1人につき、定額で課税。
 ※平等割額…1世帯につき、定額で課税。
 ※賦課限度額…1世帯の国民健康保険税の上限額
 ※国民健康保険税の納税義務者は世帯主様となり、世帯主様が国民健康保険に加入していなくても、世帯員の方の加入があれば世帯主様に納税の義務が発生します。
 ※令和3年度国民健康保険税の納税通知書は、7月中旬に改めて世帯主様宛にお送りいたします。

お茶の間筋トレ

問 健康福祉課 地域包括支援係 ☎0968・86・5724

和水町福祉センターで始まります

和水町では、高齢者の皆様にいつまでも元気で過ごしていただくために、各地区の公民館等で週1回お茶の間筋トレ体操を開催しています。

令和3年6月からは、和水町福祉センター（社協）を会場としても開催いたします。初めて体操をする人も大歓迎です、まずは見学だけでもどうぞ。



日にち：令和3年6月1日から毎週火曜日

と き：午後1時30分～3時30分

ところ：和水町福祉センター 2階和室

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、開催日時を変更する場合があります。

正しい保険証で受診していますか？

～ 医療機関を受診する人へ～

問 税務住民課 国保年金係 ☎0968・86・5723
 住民課 税務住民係 ☎0968・34・3111

就職や扶養に入ることによって社会保険に加入したり、町外へ転出したりするなど、和水町の国民健康保険の資格を喪失する場合は、保険証を14日以内に和水町役場窓口へ返却し、国保喪失の手続きが必要になります。
 ※就職等で社会（健康）保険等に加入しても、国保喪失の手続きをしないと国保税が課税され続けることとなりますのでご注意ください。

また、医療機関を受診される時には、健康保険の加入状況をご確認ください。

◆もし、国民健康保険（国保）資格喪失後にこの保険で受診した場合の医療費は…

和水町国民健康保険以外の健康保険（全国健康保険協会、共済、健康保険組合、他市区町村の国保など）の資格があるにもかかわらず、和水町の「国民健康保険被保険者証」で受診した場合や、さかのぼって和水町国民健康保険の資格を喪失した場合の医療費は、被保険者が加入している正しい健康保険からの負担となるように、一度、保険者（和水町）支払分（7割～9割）の返還が生じ、その後、被保険者（受診者）から正しい健康保険へ請求することになります。

請求をやり直せる場合もありますので、誤って和水町国保の保険証を医療機関に提示してしまった場合は、速やかに当該医療機関又は和水町役場へ連絡してください。

◆こんなときはどうするの？

- ①会社に就職して社会保険等の資格を取得した（あるいは手続き中）が、保険証の交付があるまでに医療機関を受診したい。
 →会社に相談して、社会保険取得の証明を出してもらって受診する。
 または、病院に事前に相談する。
- ②社会保険等に加入したが、和水町役場への届出が遅れ、その間に和水町国保の保険証を使ってしまった。
 →その月中（できるだけ早く）に病院へ正しい保険証を持参して修正する。
- ③和水町外に転出したが、転出先の市区町村から保険証の交付を受ける前に和水町国保の保険証を使ってしまった。
 →②と同じ。